文教厚生常任委員会資料	
2021（令和３年）12 月 13 日	
福祉局高齢者総合支援室	

明石市立高齢者ふれあいの里の今後の運営について

１　概要

「高齢者ふれあいの里」については、これまで老人福祉法に基づく「老人福祉センター」として、指定管理者制度で運営を行い、高齢者の健康増進等を中心に事業を展開し、多くの高齢者が利用しています。

また、本施設は「公共施設配置適正化実行計画」において、他目的の転用を進め、令和６年度までに完了することとされております。

現在、「健康体操」など多くの高齢者が利用し、介護予防としての役割を担っていることから、令和５年度以降の次期指定管理者の選定に合わせ、全ての市民が利用する地域の共生型施設の運営に向けた施設の整備を図ります。

２　事業内容

「健康体操」や「囲碁・将棋」など高齢者が多く利用している部分は継続しながら、ボランティアグループの活動、親子の集いの場、自治会等の地域の団体等の会議や発表の場など、多世代が利用出来るような施設へ転換を図ります。

⑴　高齢者の介護予防の拠点

介護予防プログラムなどを取り入れ、高齢者の身体機能の維持につながる事業を充実していきます。

⑵　地域団体等の活動の場

自治会等やボランティアグループなど地域団体等の活動や発表の場としていきます。

⑶　地域共生型施設

子育てサークルなど親子の集いの場、認知症カフェ、障害のある方、中高生の集いの場など、多世代の地域交流や共生型施設としていきます。

⑷　貸室利用の導入

自主事業で利用する以外の時間帯については、貸室として全ての市民が利用できるようにします。

３　施設の整備

全ての市民が利用する施設として、以下のとおり施設のリニューアルを図るとともに、利用者が少なく運営コストの高い入浴施設については廃止します。

⑴　施設改善

新たに全ての市民が利用する共生型施設として多目的トイレへの改修を順次進めていきます。その他、照明機器や内装の改修、備品等の更新を行い利用しやすい施設に改善を行います。

⑵　入浴施設の廃止

入浴施設については老朽化が進み、空調設備が無いなど新型コロナ感染対策が難しいことやバリアフリー化されておらず、利用者の安全確保が難しい状況です。また、光熱水費やボイラーのメンテナンスなどの管理費や清掃などに係る人件費などのランニングコストが高額であることから令和４年度以降廃止します。

（参考）　他都市の状況

本市と同様、老人福祉センター（ふれあいの里）のあり方について見直す自治体も多く、センター自体の廃止（横須賀市、鎌倉市、浜松市）をはじめ、入浴施設の廃止（京都市、堺市、吹田市、高槻市、茨木市、東大阪市）、介護予防や生きがい活動に重点を置いた施設（京都市、吹田市、高槻市、豊中市、茨木市）、多世代交流施設（京都市、茨木市、豊中市、浜松市）などに転換している。

４　その他

これまでも施設の管理運営に関し、良好な結果が得られていることから、指定管理者による運営を継続します。また、これまで同様に中崎、大久保、魚住、二見の４館一括で指定管理者により行い、令和４年度に次期指定管理者の選定を行います。